

令和3年第2回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年2月10日(金) 午後1時30分から午後3時25分
- 2 場 所 菊池市役所2階 204号会議室
- 3 出席委員 1番/工藤清子 2番/永田孝子 3番/歌丸研一 4番/工藤真理子
5番/榎田 實 6番/緒方哲郎 7番/永田正一郎 8番/坂田貞志
9番/右田博昭 10番/右田正臣 11番/高山悦子 12番/松永孝志
13番/緒方啓一 14番/丸山利明 15番/荒木孝子 17番/川口毅憲
18番/守塚伸二 19番/高木洋一
- 4 欠席委員 16番/水上義夫
- 5 事務局 (本 庁) 泉 大助、高山賢一、望月睦美、怒留湯隆、近藤孝雄
(七城分室) 野口みなみ
(旭志分室) 下川利治
- 6 議 題 議案第1号 農地所有適格法人設立届出について
議案第2号 あっせん登録届出について
議案第3号 農地法第3条許可申請について
議案第4号 農地法第4条許可申請について
議案第5号 農地法第5条許可申請について
議案第6号 農用地利用集積計画(案)について
報 告 許可不要転用届出について
土地改良届について
合意解約について
そ の 他

《 開 会 》

事務局長) 定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。皆様、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。本日は、議席番号16番/水上委員から欠席の届け出がっております。本日の会議につきましては、19名中18名の委員さんにご出席いただいております、「菊池市農業委員会会議規則第9条」に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立しております。それでは、ただ今より「令和3年第2回菊池市農業委員会会議」を開会いたします。先ず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

《 会長挨拶 》

《 議事録署名委員指名 》

会 長) 菊池市農業委員会会議規則第18条に基づき、本日の議事録署名者として、議席番号17番/川口委員と議席番号18番/守塚委員を指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

《 議案審議 》

会 長) 本日の議題は、第1号から第6号までの議案6件及び報告3件となっております。先ず、議案第1号を上程いたしますので、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第1号/農地所有適格法人設立届出について、ご説明させていただきます。1ページをお開きください。別紙のとおり農地所有適格法人設立届出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は1件となっております。2ページをご覧ください。「設立届出書」です。法人の概要、農地法第2条第3項第1号関係・第2号関係・第3号関係につきましては、記載のとおりでございます。記載内容から、法人形態は特例有限会社で、農業の売上高が100%、農業関係者の議決権の割合が58%、役員の過半数が農業の常時従事者であることから、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の4つの設立要件をすべて満たしており、特に問題はないものと思われま。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長) 農地所有適格法人設立届出につきまして、事務局からの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、承認することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。次に、議案第2号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第2号／あっせん登録申出について、ご説明させていただきます。5ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせん譲受等候補者名簿」に登録のため、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、法人1件及び個人1件の2件となっております。6ページをご覧ください。1件目の「登録申出書」です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転のため、あっせん登録を申出されたものです。担当地区の工藤清子委員より、ご意見をお願いいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。ここは養豚業をされており、旭志の認定農業者の役員を頑張っておられます。しっかりした方で頑張っておられますので、何ら問題はございません。よろしく審議の程、お願いいたします。

事務局長) ありがとうございます。7ページをお開きください。2件目の「登録申出書」です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転のため、あっせん登録を申出されたものです。担当地区の川口委員よりご意見をお願いいたします。

川口委員) 17番の川口です。本人は山鹿におられますので、直接お会いには出来ませんでしたけども、数回電話等でお話をしましたが、しっかりした経営感覚を持っておられます。泗水に土地をとということでございますが、真面目に耕作されるということを、電話では分かり切れないところもあるのかもしれませんが、私が話した範囲ではしっかりした経営感覚も持っておられると思いますし、間違いはないものと思います。よろしく申し上げます。

会 長) あっせん登録申出につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。ちょっと字が読み取りにくいので、農機具のトラクターの横の欄は何と読むんですか。

事務局) カンリキです。カタカナで書いてあるからですね。カンリキになります。トラックの横の欄がショベルです。

工藤清子委員) 花木の下の欄は野菜ですか。

事務局) 野菜です。

榎田委員) 5番の榎田です。トラクターは7台と書いてありますが、面積からして、こんなに必要なのかなと。それから、希望価格が反当り24万円となっていますが、こんなに安く売る者は誰もいないと思いますけど。ちょっと感覚がどうかと思いますのでですね。

事務局) 農機具に関しましては、ご本人がトラクターを7台持っているということで記入されておりますので、致し方ないのかなと思っております。それと、希望金額につきましては、この後の基盤強化促進法の所有権移転に出てくる売買金額になっております。

会 長) 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、登録することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、登録することに決定いたします。次に、議案第3号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第3号／農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。8ページをご覧ください。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、許可相当のものにつきましては「許可指令書」を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転14件、賃貸借権設定2件、使用貸借権設定1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 今月の案件は、農地法第3条第1項の各号に該当しませんので、許可要件を満たすものと考えます。それでは、先ず1番です。9ページをお願いいたします。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木委員) 19番の高木です。5日に今村推進委員と私とで現地を確認いたしました。場所は、河原の松島公民館から西へ直線で約1.2km行ったところがございます。譲受人さんは、この場所に20a程の栗畑を持っておられ、自分の畑まで車を持ち込むことが出来ず、譲渡人の土地を通して車を乗り入れていたようでございます。今回、迷惑の掛けっ放しではいけないということで相談したところ、話が纏ったようでございます。問題ないと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木委員) 19番の高木です。同じく5日に今村推進委員と現地を確認いたしました。場所は、先程ご説明いたしました場所の約200m東の方へ行ったところがございます。譲渡人は、以前は米を作っておられましたけれども、日当たり・水の便が悪いため米作りを断念されており、荒廃しないよう親族の方に贈与という形で託したということでございます。譲受人は栗を植えるということで、問題はないかと思っております。皆様方のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田孝子委員) 2番の永田でございます。2月3日に現地調査に行きました。譲渡人さんは高齢で管理が出来ないので、農地を手放したいと考えておられました。譲受人さんは農地を探しておられました。今回、ちょうど譲渡人さんの弟さんと譲受人さんが親しい間柄ございましたので、弟さんの紹介でございます。譲渡人さんは、管理してもらえらるのならば譲受人さんに無償で譲ると言われ、今回、贈与が成立したものでございます。農業に意欲を持っておられますので、何ら問題はないかと思っております。ご審議、よろしく申し上げます。

会 長) 次に、4番をお願いいたします。

事務局) 4番です。9ページから11ページになります。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきましては、私が担当ですので意見を述べたいと思います。14番の丸山です。譲受人さんは、元々市内におられましたけれども、現在はここに書いてあります住所に移住されて、長年住んでおられるということです。譲渡人さんは、元々譲受人さんの住所の四町分というところに住んでおられましたけど、現在は西合志に移住されて、今回、農地の管理が出来ないということでの所有権移転ということで、代理人さんから私に電話がありました。面積的に見ますと非常に買受単価が安いということでお話をされましたけど、あくまでも個人間での話ということで仕方がないかなと思っております。また、2月7日に外村推進委員と現地を確認しましたが、現地を探すのに相当時間がかかりまして、11ページにありますように雑種地はほとんど見つけることが出来なかったというのが現状です。所有権移転された後は栗を植えるというお話でした。問題はないかと思っておりますが、皆様方の審議をよろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、5番をお願いいたします。

事務局) 5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木委員) 19番の高木です。5日に推進委員と私とで現地を確認いたしました。場所は、菊池北中学校から西へ5～600m、県道鯛生菊池線です。その沿線にあります。譲渡人さんはご高齢で、息子さんはいらっしゃいますけれども、農業はしないということで、耕作をされる方を探しておられました。今回、譲受人となられました方は、シイタケと水稻を栽培されており、この話をお聞きになり話がまとまったよ

うでございます。問題はないかと思いますが、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、6番と7番は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 6番と7番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 6番と7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。5日に現地を確認いたしました。譲渡人と譲受人、相互の合意による売買になっております。田んぼを作るということで、合意に至っております。10a当たりの単価が非常に高いんじゃないかと思う場所ですが、譲受人が買うということですので何ら問題ないと思いますけど、よろしく申し上げます。

会 長) 次に、8番をお願いいたします。

事務局) 8番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。譲渡人と譲受人は小作関係で、永年、譲受人が小作されておりましたが、今回、所有権移転ということで相互の合意による売買になりました。何ら問題ないと思います。

会 長) 次に、9番をお願いいたします。

事務局) 9番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 9番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

榎田委員) 5番の榎田です。お互いの要望による所有権移転です。場所は、七城町の新古閑区の公民館から西側へ600mくらいの場所です。譲受人さんが所有する土地の隣の田んぼで、話がまとまりました。何も問題ないと思います。ご審議をお願いいたします。

会 長) 次に、10番をお願いいたします。

事務局) 10番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 10番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

坂田委員) 8番の坂田です。6日に永田推進委員さんと現地確認をしてきました。この土地の西側に牛舎がありますが、数十年前から譲渡人が譲受人に貸しておられます。譲渡人も高齢になり、数年前には大病もされておりました。そこで、話し合われて相互合意による売買が成立したようです。何ら問題はないと思いますので、審議の程よろしく申し上げます。

会 長) 次に、11番をお願いいたします。

事務局) 11番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 11番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松永委員) 12番の松永です。譲渡人は、高齢で農地の管理が出来ないということで、以前から地元の農家の方に借受人や譲受人を探しておられましたが、なかなか見つからず、譲受人が隣接の農地で栗を栽培されており、相互合意による売買が成立したようです。何ら問題ないと思います。皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会 長) 次に、12番と13番は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 12番と13番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 12番と13番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤真理子委員) 4番の工藤です。譲受人さんは会社の役員をしておられましたが、息子さんに経営を任せられましたので、若い頃にやっていた農業をまた始められるそうです。米や野菜を作られるとのこと。譲渡人さんは、13番は同じ地区の方で、12番の方は同地区出身の方です。問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。

会 長) 次に、14番をお願いいたします。

事務局) 14番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 14番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。この案件は、親から子への贈与になります。譲受人さんは専業農家で、繁殖・肥育の一貫経営をやっておられます。また、本人は最近法人化され、意欲的に頑張っておられます。父から農地を譲り受け、今までと同じく飼料作物を作付けされており、何ら問題はないと考えます。皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、賃貸借権設定の1番をお願いいたします。

事務局) 賃貸借権設定の1番です。14ページをお願いします。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木委員) 19番の高木です。5日に推進委員と私とで現地を確認いたしました。場所は、旧河原小学校の裏手に位置し、日当たりも良好なところでございます。貸付人と借受人は義理の親子関係で、問題はないかと思えます。皆様方のご審議、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田正臣委員) 10番の右田です。双方合意の貸し借りです。借受人は、高齢ですが農業法人化され、ハウレン草・ニンジン・米・麦などを栽培されております。問題はないと思えます。

会 長) 次に、使用貸借権設定の1番をお願いいたします。

事務局) 1番です。16ページをお願いします。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、それぞれ議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

歌丸委員) 3番の歌丸です。農業者年金の受給のための使用貸借権の再設定です。場所は、七城町の水次区公民館から約半径1kmくらいの場所に全部あります。借受人と貸付人は親子関係で、今回の農地では水稻・野菜を作られるとのこと。何ら問題ないと思います。皆様のご審議、よろしくをお願いします。

会 長) 農地法第3条の許可申請につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。9ページから11ページの4番の件ですが、お尋ねです。耕作面積が23㎡になっておりますが、元々住んでおられたということで、その面積があるのでしょうか。また、雑種地に粟とおっしゃられましたけども、全部に粟ですか。

会 長) 一応そのように聞いております。譲受人の耕作面積の件がありましたので、そこを事務局から説明をお願いします。

事務局) 借受人さんの耕作面積が23㎡ということで確認したところ、現在所有している面積は少ないんですが、過去に農地を所有して農業を行っていたと聞いております。購入する農地には、先程も言われましたように全部粟を栽培されるということで、農業用機械も消毒用の噴霧器と草刈り機、トラクターと軽トラを所有しておられます。労働力につきましても、2人で200日と100日それぞれされますので、問題ないと考えております。

会 長) お尋ねになったのは、農地所有の最低限の面積に至っていないというところを含んでいるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺りも詳しく説明をお願いいたします。

事務局) 23㎡に今回譲受けられる11,485㎡を合わせた面積が下限面積をクリアしているという形になっております。

高山委員) 11番の高山です。今の回答について、ちょっとお尋ねしたいんですけど。下限面積は取得する分を含めていいんですか。取得する前の面積が要件であったんじゃないかと、私は理解していたんですけど。

事務局) 下限面積につきましては、現在お持ちの面積と譲受けや借受けされる面積を合わせた面積ということになります。

高山委員) それだったら、今まで農地を持っていなくても、1町買いますとかなったら、それで要件を満たすということになるんですか。

事務局) 所有する農地がゼロということであれば、新規就農計画を出していただいて営農が出来るかどうかを判断しているところでございます。

高山委員) 以前からそうだったのを、私が間違っていたということで問題がなかったら、また帰って調べさせてもらいますけれども、それでいい訳ですか。

事務局) 下限面積につきましては、許可を受けて新たに取得する面積が超えていればいいというケースと、既に持っている面積と許可を受けて新たに取得する面積を合わせた面積が超えていればいいという2つのケースがあるかと思います。農地を取得しようとする方が、既に農地を持っていないといけないというのはいないんです。新規就農者は、農地を全く持っていませんよね。だから、許可を受けて新たに取得する面積が基準になる訳です。研修とかでも説明していたかと思いますが、誤解しておられるケースがあったのかと思いますけど。

高山委員) 4番の譲受人の方は、元々農業者なんですか。先程、移住されたとかおっしゃってましたが、どこからどこへ移住されたのかも分からないんですけど。

事務局) 元々〇〇〇におられたそうで、過去に農地を所有されていたとお聞きしております。

会 長) これまで、菊池市の農業委員会では、下限面積を持たなければ新たな農地の取得は出来ないということで教わっていたものですから。今回も代理人さんから電話があった時に、買い取り要件を満たしているかお尋ねしたところ、事務局には書類を受け取ってもらいましたということでしたので。下限面積が何を示しているのか正しく理解しておく必要がありますので、私たちの認識が間違っていたのかということも含めて、詳しく説明していただけるならと思います。

事務局) 下限面積につきましては、農地法第3条第2項第5号によりますと「既に耕作等をしている牧草放牧地もしくは農地の面積プラス新たに権利を取得する農地の面積が下限面積にあたる」となっております。以上です。

高山委員) 11番の高山です。今のお話は分かったんですけど、そういう基本的なことを私だけでなく他の方も誤解されているようですので、やっぱり、最低限なこと

事務局) 18ページをお願いします。番号1番です。申請人、土地の所在、地目、面積、転用目的、概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所から北東に約4.2km、国道387号線から北に約500mの土地です。農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地にあたり許可可能です。転用目的は植林です。位置図、現況写真につきましては、スクリーンをご覧ください。以上です。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方啓一委員) 13番の緒方です。この案件は、ただ今申されましたように〇〇地区の〇〇〇にあります。5日に会長、事務局、川口推進委員さんと立ち合いを行いました。この土地は、日当りの悪い谷間にある水田を転用して杉を植えたいというものです。米の作付けをやめて10年くらいになるようです。その間、シイタケの人工ほだ場として利用されておりましたが、今回、杉を植えてシイタケのほだ場にされるそうです。周りも杉山に囲まれており、致し方ないと思います。何ら問題はないと思われまます。よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 番号2番です。申請人、土地の所在、地目、面積、転用目的、概要につきましては、記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所から北東に約1.1km、県道鯛生菊池線から東に約600mの土地です。農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地にあたり許可可能です。こちらも転用目的は植林です。位置図と現況写真につきましては、スクリーンをご覧ください。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方啓一委員) 13番の緒方です。この案件も〇〇地区の〇〇〇にあります。5日に立ち合いを行いました。地区内を流れる川の向こう岸にある田んぼですが、住宅から50mくらいしか離れておりません。この水田は、申請人のいところが10年くらい前まで米作りをされていましたが、イノシシ等の被害が多く休耕田となっておりました。毎年、草刈りの管理が大変だったので、今回はクヌギを植えたいということでございます。午前中は日も当たらないような所でございますので、致し方ないと思います。よろしく申し上げます。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 番号3番です。申請人、土地の所在、地目、面積、内容については、記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所から北北東に約2.8km、県道鯛生菊池線から北に約150mの土地です。農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地にあたり許可が可能です。転用目的は植林です。なお、2月5日の現地調査の時に一部杉が植栽されていたので、始末書が添付されております。議案につきましても、備考に「始末書添付」の追加をお願いいたします。位置図、現況写真につきましては、スクリーンをご覧ください。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木委員) 19番の高木です。5日に事務局、会長、推進委員、私とで現地を確認いたしました。場所は、今ご説明ございましたように、旧豊間小学校から北へ県道鯛生菊池線沿いで3～40mくらい入ったところがございます。既にこの畑に15～16年前に杉を植林されておりました、これに関しましては始末書が添えてあります。その下の方に同じく畑がございまして、その畑も今ご覧いただきましたように竹と雑木であるため、これを伐採し、整地した後に杉を植林するということとございます。造成中の被害防除対策としましては、申請地以外に土砂・木くず等が飛び散らないように十分注意した工事をしますが、万が一被害が生じた場合は当方で責任をもって対処するということとございます。皆様方のご審議、よろしくをお願いいたします。

会 長) 農地法第4条の許可申請につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、承認し、許可相当と意見決定することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第5号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第5号／農地法第5条許可申請について、ご説明させていただきます。19ページをお開きください。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただく

ものでございます。今回の案件は、所有権移転4件、賃貸借権設定2件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 議案第5号の農地法第5条許可申請について、説明いたします。資料は20ページになります。先ず、所有権移転の番号1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書に記載のとおりです。転用者は不動産業を営む法人で、畑880㎡と宅地約194㎡の所有権を取得して、建売住宅に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南西に約2.5kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから、第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方哲郎委員) 6番の緒方です。2月5日に現地確認を行いました。内容については、議案書のとおりでございます。申請地は、県道植木インター菊池線、コメリ等ありますが、そこを七城方面へ行ってコンビニがあって押ボタンの信号がある交差点がありますが、そこを右折、概ね100m程行った場所になります。東側が道路で、あと三方は住宅に囲まれているというようなところです。申請地は、市内の中心から少し離れておりますけれども、バス通りに近いことで交通の利便性があり、病院等の施設も整っているということで住宅用地として非常に適しているという判断から、また、周辺は近年住宅やアパートなどが増えており、建売住宅としても需要のある地域だと判断されて今回の申請に至ったというお話でした。給排水計画は、給水に関しましては東側道路より市の水道本管に接続し、位置指定道路内に引っ込んで分岐し接続するという事です。雨水に関しましては、浸透枳にて処理。オーバーフロー分に関しましては、既存の側溝へ流すということで、これは排水同意も取られておるということです。生活雑排水汚水に関しましては、東側道路より下水道、市の本管に接続し位置指定道路内に引き込みまして、分岐して接続するという事でございました。被害防除計画については、十分に配慮し工事をするという事で、万が一被害が出そうになった、また、出た場合は責任をもって迅速に対応するという事です。隣接には農地もないということから、農地への影響はないと思われまます。以上のようなことから転用やむなしと考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。

会 長) 次に2番をお願いいたします。

事務局) 番号2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、田畑2,131㎡の所有権を取得して、自ら経営しておられる左官業を営む法人への貸資材置場に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南に約2.9kmの位置にある農地になります。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。5日に現地確認いたしました。現地はJA菊池のカントリーエレベーターから西の方へ約500mの位置にあります。現在、農地は荒れておりました。ここを相互の合意によりまして、資材置場として活用するというで話がまとまりました。申請人は左官業をやっておられますので、ここを資材置場として利用したいということです。足場用パイプを利用した平屋建て、アルミコンテナハウス、プレハブ倉庫という3つの資材倉庫を建てる予定です。その他に砂利置場、砂置場、コンクリートの二次製品置場、それと従業員の駐車場を兼ねた施設を造りたいということのようです。給排水に関しましては不要ですので、生活雑水も発生しないということです。雨水は自然浸透ということです。角の方に雨水浸透柵を設置し、地下浸透させるということになっております。隣接する農家の同意書、排水についての同意書を貰っておられます。個人での申請ですが、法人の会社に貸し付けるということになっております。以上です。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 番号3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、畑229㎡の所有権を取得して、個人住宅に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から北東に約2.4kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから、第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。申請地は国道387号線沿いの菊池農業高校の正門通りを東へ1km、周りはアパートや住宅が建ち並ぶ中にある2種農地になります。申請人さんは、現在、菊池市内のアパートに家族4人でお住まいですが、将来の生

活設計を考えて平屋一戸建て個人住宅を建築されるものです。計画概要は、事務局案内のとおりです。給排水計画については、市の上下水道を利用いたします。雨水については雨水浸透枳を数か所設置し、地下浸透処理します。オーバーフロー分は、道横の側溝に放流します。なお、排水同意書はとってあります。被害防除対策については、造成中土砂流出等がないよう工事には細心の注意を払い、もし被害が生じた場合は責任をもって対処します。完成後も同様、責任をもって対処いたします。また、隣接農地の承諾書もとってあります。以上のことで問題はないと考えます。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

会 長) 次に、4番をお願いいたします。

事務局) 番号4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、畑425㎡の所有権を取得して、個人住宅に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から北東に約1.2kmの位置にある農地になります。農地区分は、位置図のとおり上下水道のある道路の沿道区域で、概ね500m以内にたかはし歯科医院と菊池養生園診療所がある農地であることから、第3種農地になります。現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。申請地は、国道387号線沿いの菊池養生園のバス停から南へ200m、周りは住宅地やアパートが建ち並ぶ中の3種農地になります。申請人さんの妻の叔父さんからの贈与で土地代は要りません。交通の便も良く、職場からも近く、静かで住環境に優れ住宅地に最適と考えます。申請人さんは昨年結婚され、現在市内の1LDKのアパートに住んでおられ、今後家族が増え手狭になることが見込まれるため、将来の生活設計を考えて2階建ての個人住宅を新築されるものです。計画概要は、事務局案内のとおりです。給排水計画については、市の上下水道を利用いたします。雨水については雨水浸透枳を数か所設置し、地下浸透処理します。他は砂利等で自然浸透により処理します。被害防除計画については、造成中近隣地への土砂流出等の被害が出ないよう極力注意し、工事にあたります。もし、被害が生じる恐れ・生じた場合は、責任をもって対処・解決いたします。完成後も同様、責任をもって対処・解決いたします。以上のことで問題はないと考えます。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

会 長) 次に、賃貸借権設定の1番をお願いいたします。

事務局) 番号1番です。資料は21ページになります。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は太陽光発電事業を営む法人で、畑1,873㎡を賃借して太陽光発電設備に転用する案件になります。なお、太陽光パネル360枚を設置する計画となっています。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から北東に約4.1kmの位置にある農地になります。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方啓一委員) 13番の緒方です。この案件は、説明がありましたように、〇〇の〇〇〇〇の集落の上の方に約500m行った山と畑が現場でございます。2月5日に現場立ち合いを行いました。貸付人は元公務員ですが、退職前に畑として利用されておりましたが、手入れも出来なくなり、3年前に太陽光設置を申し込んでおられ、今回、設置が決定したものです。地元区長さんや隣接の人たちの排水処理の承諾も貰っておられます。斜面が一か所あり、太陽光は排水が心配されますので業者に問いましたが、雨水等は浸透する防草シートを利用するというので、水の問題はないということでした。このようなことで何ら問題はないと思われませんが、万が一被害が起きるような事態になれば、すぐに対処するというのでございました。ご審議、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 番号2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は〇〇〇〇で、田1,154㎡を賃借して駐車場に転用する案件になります。現在、〇〇〇〇〇〇の利用者と隣接する〇〇〇〇〇の利用者につきましては、〇〇〇〇〇の敷地内の駐車場を利用させていただいておりますけれども、その収容台数が不足していると地域住民からの要望がありまして、それに応えるために新たな駐車場を確保するという案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南西に約3.4kmの位置にある農地になります。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

会 長) 意見も無いようですので、承認し、許可相当と意見決定することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第6号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第6号／農用地利用集積計画(案)について、ご説明させていただきます。22ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画(案)につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長) 先ず、全体の説明をしていただき、終わりましたら、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 23ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表(案)です。今月の利用権設定は、賃借権設定46件、使用貸借権設定5件、期間借地による賃借権設定4件、中間事業による賃借権設定4件、所有権移転9件となっております。それでは、所有権移転の各筆明細の説明に入ります。25ページをご覧ください。1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格については、記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

高木委員) 19番の高木です。5日に推進委員と私とで現地を確認いたしました。場所は、旧ココファームから北へ約1.5km行ったところで、小高いところにあり、農道・水利等も整備されておりました。所有権の移転を受けられる方は、議案書にも記載されておりましたが、いろいろと手広く経営をされております。今回所有権を受けられるところは、ニンニクを植えるということでございます。問題はないと思いますが、皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。こちらの案件につきましては、農地中間管理機構の特例事業による売買になります。

会 長) 2番につきましては、私が担当ですので意見を述べたいと思います。14番の丸山です。事務局より説明がありましたとおりです。この農地は、平成2年11月から新規就農者の方が使用貸借で借受けをされておりまして、今も耕作をされております。今回、所有権を移転したいという申出がありまして、一旦農業公社の方で譲受けをされまして、その後この耕作されている方に所有権を移転するという案件です。何ら問題ないと思いますので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 3番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田正一郎委員) 7番の永田です。この場所は、花房台のグリーンロード沿いにあります〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇の近くの構造改善した畑です。所有権を移転される方が仮配分でこの土地を持っておられました。移転を受ける方との話がまとまり、所有権の移転になりました。移転を受ける方は、和牛の肥育・繁殖をやっておられますので、既に飼料作物を作付けされておりました。お互いの合意による所有権移転になっております。

会 長) 次に、4番をお願いいたします。

事務局) 4番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。議案書には作物が野菜と書いてあるんですけども、樹芸をされるということで変更になりましたので、訂正をお願いいたします。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口委員) 17番の川口です。申請地はですね、菊池と泗水の境と申しますか、菊池の花房と泗水のところの境に火葬場がありますけども、そこから南に大体350m程度入ったところになります。丁度菊池と泗水の境になりますが、事務局の説明にもありましたが、譲渡人の方がもともと樹芸をされておりまして、現在も樹木が植わっております。譲受人の方は、その樹木も含めて購入されて、事務局の説明のとおり樹芸をされるということですが、元々譲受人の方も樹芸をされておりますので、その辺は問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、5番をお願いいたします。

事務局) 5番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積につきましては、議案書記載のとおりです。こちらは、贈与ということになっております。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

荒木委員) 15番の荒木です。この場所は、七城支所から北東へ約500m進んだところにあります。祖父から孫への贈与です。譲受人は、現在、水稻と野菜を中心に農業を頑張っておられます。今は麦を植えてあります。今回の申請地では、水稻を作る予定だそうです。ご審議、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、6番をお願いいたします。

事務局) 6番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積につきましては、議案書記載のとおりです。こちらにも、贈与ということになっております。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。譲渡人と譲受人の方は、親戚関係でございます。譲受人は、肉用牛の肥育をされております。認定農業者で、飼料作物を作られるそうです。何ら問題はございません。よろしく審議の程をお願いいたします。

会 長) 次に、7番をお願いいたします。

事務局) 7番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。先程、法人届とあっせん登録申出があった方です。この農地は、旭志支所より東へ約3km行ったところにある、山あいの農地でございます。この農地の北側に譲受人の豚舎がございます。その南側に今回の農地があるということで利便性が良く、今回、売買の話がまとまりました。譲受人は養豚業をされ、認定農業者です。今回は、野菜を植えたいということでした。何ら問題はございません。よろしく審議の程をお願いいたします。

会 長) 次に、8番をお願いいたします。

事務局) 8番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤真理子委員) 4番の工藤です。所有権の移転をされる方は、熊本市内にお住まいで、この農地を手放したいと思われていました。現在小作をされている所有権の移転を受ける方と話がまとまったようです。この方は認定農業者であり、問題はないと思われまますので、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、9番をお願いいたします。

事務局) 9番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 9番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口委員) 17番の川口です。申請地は、県道辛川鹿本線沿いの三万田公民館から大体西へ300mくらい行ったところにあります農地です。譲渡人と譲受人との間で売買の話がまとまりました。譲渡人が経営規模を縮小されてということになります。譲受人は、肉用牛の肥育を経営されておりまして、飼料作物を作付けされる予定です。問題はないと思います。ご審議、をお願いいたします。

会 長) 今回の計画は、ただ今説明がありました所有権移転9件のほか、賃貸借権設定46件、使用貸借権設定5件、賃貸借権設定(期間借地)4件、中間管理事業4件となっております。しばらくお時間をお取りしますので、内容をご確認していただきますようお願いいたします。

(議案の内容確認)

会 長) 議案の内容をご確認していただいたと思いますので、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。35ページの35番です。確認ですが、筆当たり20,000円とありますが、全部で20,000円でしょうか。

事務局) 1筆20,000円となっておりますので、2筆で40,000円になるのかなと思っております。そこは貸し手と借り手の契約なので、何とも言えないのかなと思っております。

会 長) 今後は、事務局が受付けの時に1筆か全筆かという確認をお願いします。

事務局) 今回の件では、1筆20,000円と仰ったので、1筆なのか確認します。すみません。

会 長) 他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、原案のとおり承認することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局長) 43ページをお開きください。報告案件は「許可不要転用届出」「土地改良届出」「合意解約」の3件となっております。44ページをご覧ください。「許可不要転用届」です。農業用倉庫として転用されるもので、詳細につきましては、記載のとおりでございます。45ページをお開きください。「土地改良届」です。農地の高低差をなくすために一部地上げされるもので、詳細につきましては、記載のとおりでございます。46ページをご覧ください。今回、農地法第18条の規定による合意解約通知が20件あっており、詳細につきましては、51ページにかけて記載のとおりでございます。以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会 長) ただ今、事務局より報告案件について説明がありましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けします。

(質問・意見なし)

会 長) 意見も無いようですので、報告案件につきましては、事務局からの説明のとおりとさせていただきます。

会 長) 本日上程されました議案等に関する審議は全て終了しましたが、その他で何かご質問やご意見等がございましたら、お受けいたします。

緒方哲郎委員) 質問じゃなくて、事務局にお願いなんですけども。2月の広報きくちの「農業委員会だより」に農地の小作料が記載されておりましたが、菊池地域の平坦地が27,000円くらいだったと思うんですよ。基盤法の資料を見ても分かれるように、ゴボウを耕作される方が3万円とか4万円とかで借りておられるのが実際にあるんですよ。米・麦で借りしようとした時、それを基準にしたら厳しいものですから、記載や平均の出し方などを考えていただけないかお願いしたいです。

事務局) 8月の議案のコロナ対策の高収益作物でゴボウの期間借地等がありまして、金額が上がっております。事実に基づいて公表するようになっており、実例を基に計算したら27,000円になったというところです。窓口では、参考程度にお願いしますという形で言っております。以上です。

緒方哲郎委員) 間違いと言ってるんじゃないんですよ。確かに件数もそれだけあって平均を出されたと思うんですけど、載せ方を工夫していただけないかというお願いなんです。ゴボウを作られる方からすると、3万円・4万円というのは当たり前かもしれませんが、米・麦で借りようとした時、その金額ではちょっと借りられないかなというのがあるので。表示の仕方とかその辺を工夫していただけないかというところです。

事務局) 他の自治体の状況等をお尋ねしたうえで、検討させていただきます。

会 長) 他にはございませんか。

川口委員) 先程の高山委員の意見から出た新規就農の時の面積の話ですけど。私もだいぶ農業をやってますけど、下限面積はそう思った人がほとんどじゃないかと思うのですが。逆に今まで3年間、その話で引っかからなかったのが不思議なくらいです。泗水の場合は5反ですよ。5反となると大騒動するんですよ。5反持っていないといけないのかという話で。それが先程の説明では5反までいけばいいと。確かに新規就農はダメですよ。最初から持っておかないといけないということになるので。それは昔からですか。

事務局) 3条の許可要件の中に規定されています。皆さんが委員さんになられた最初の頃、この話はしてるんですけど。それだけじゃなかなか理解しにくいので、合間合間に下限面積についての研修を行い、ご理解いただこうと思っていたんですが、そういう場がなくて、申し訳ありませんでした。

川口委員) 理解しておかなければいけないけど、みんな頭に入っていないということですよ。どう説明されても入らないんですよ。最初から思っていないから。元々2反とか5反とか思っているものですから。新しい人には最初にきちんと説明しておかないと。下限面積が2反と5反で違うじゃないですか。泗水は5反でしょ。それは、すごくハードルが高いという気持ちがあるんですよ。このことは、3月か4月には説明しておいてください。自分たちは全然分からないで卒業する訳ですから。

会 長) 下限面積の件ですが、私たちは今意見が出ているように、それだけ持っていなければ農地の取得はできないというような流れできておりますので。近藤さんのような専門的な人が県内の各農業委員会におられる訳ではないと思いますので、私たちだけが間違った認識でいたのか、あるいは県内の各農業委員会でも、私たちのように下限面積を持たなければ農地の取得は出来ないというような認識でいたのか違いがあると思うんです。ただ、私も長く農業委員をしておりますけど、今日のような話は初めて聞きましたので。

事務局) 最初の研修の時に心配した資料の11ページに下限面積というのがありますよ。一応、皆さんに話はしたんですよ。疑問に思われたら、後でご覧になったかもしれませんけど。

緒方啓一委員) 最近、そうなったんですか。

事務局) いいえ、最初からです。

緒方啓一委員) 旧菊池市では2反とずっと聞いていたけど。

事務局) 下限面積というのは、基本は5反となっているんですね。ただ、新規就農者を入りたい所とか遊休農地が発生して困るような所に5反という要件を課していくのは非常に厳しいということで、平成25年に旧菊池市は2反にしようということで決定しているんです。それ以外の地域は5反のままということになっています。農地の集積・集約化を図るという施策を進めている中で、別段面積を設定することは小規模農家が増えるというデメリットもある訳ですね。そういうところも踏まえて、今後、検討していただければと思います。

高山委員) すみません。農地法を読んだんですけど。そこに問題意識がなかったから分からなかったんですが、先程の件だと一回新規就農者になると農地が2.3㎡になっても就農者ということが残る訳ですか。今度買うものを含めて5反ですか。

事務局) 新規就農者は、農地を持っていないから、新たに許可を受ける面積が下限面積ということですよ。農家の方だったら、既に持っている面積と許可を受ける面積を

合わせた面積が下限面積となります。

高山委員) 先程の方は23㎡しか持っていなかったけど、どういう風に考えたらよかったですか。就農者だからと仰った意味が分からなくて。多分、今まで問題にならなかったのは、そんな少ない方がいらっしやらなかったから疑問に思わなかったけど、初めて23㎡という数字が出てきて、それをご指摘いただいたからだと思います。

事務局) 申請を受け付けた時、新規就農にするかどうかを検討させていただき、過去に農地を所有されて農業をされていた経験があること、消毒用の噴霧器と草刈り機、トラクター、軽トラックを既にお持ちであること、2人で200日と100日農作業をされるということから、新規就農者ではないと判断しております。議案には記載してありませんが、申請書には書いてあります。

高山委員) うるさいことを言って大変申し訳なく思っているんですが。私たちは議案しか見ないので、疑問を抱かなかつたりするんですよね。説明を聞かないとにスーっと行ったり、逆に説明を聞いて疑問に思ったりするんですけれども。私たちは議案だけしか見てないので、問題があるような場合には、ここにこんなのがありますとか仰っていただくと、申請書を見せてくださいとかいうことが出来ると思うんですけれども。それからもう一つ、以前農地を持っていたという確認は自己申告だけでいく訳ですね。

事務局) 本人からの聞き取りになります。

高山委員) 新規就農者の時は、もうちょっと厳格に確認されるんですか。例えば、登記簿謄本を出させるとか。みんな自己申告だけでいいんですか。

事務局) 新規就農者の場合は元々農地を持っていないので、新たに3条とかの申請があると思うんですが、その時には添付書類として登記簿謄本とかは出させます。

高山委員) 過去のことは自己申告だけでいいんですか。例えば、トラクターとかの農機具を持っていますと言っても本当は持っていなかったり、土地も以前持っていましたと言っても分からない訳ですから。その辺のところは、いい訳ですか。

事務局) 申請書に農機具とか記載する欄があるんですけど、そこに書いていただいているだけです。

高山委員) 例えば、車だったら登録ナンバーを書くとか、そこまではいかないんですよね。

事務局) そこまではしていません。

高山委員) 過去に農地を持っていたと仰っても、それが本当かどうかということまでは確認されていないということですよね。

事務局) 今回のケースにつきましては、譲受人さんの実家が所有していた農地を譲渡人さんが管理されていたので、今回戻すという形で3条申請であがっているというところです。ですから、譲受人さんが以前持っていた土地ということで判断しております。

高山委員) そういうことは、私たちは知らなかったから。それなら、このやり取りはもう少し減らせたかなと思いますよ。

工藤真理子委員) 4番の工藤です。今、お話を聞きながら思ったことなんですけど。よく工藤さんが気付いてくれたなと思いました。よく指摘もしてくれるんですけど、大体見過ごすところですよ。こうした特別な場合には、先程説明されたようなことを最初に事務局から説明していただければ問題ないのではと思います。

事務局) 分かりました。検討させていただきます。

永田正一郎委員) 議案検討会がありますよね。その時にも、当然これを見落としていると思うんですよ。工藤さんが言われたから見つかりましたけど、誰も分からずにいたらすんなり行って、さっき高山さんも言われましたけど、そのまま終わっていたということですよ。

会 長) あのですよね。私は、面積が23㎡となっているのを2反3畝と勘違いして、下限面積を満たしていると思ったから、その時は質問しなかったんですよ。

事務局) 議案検討会の時にですか。

会 長) そうです。議案検討会の前に代理人さんから電話があって、事務局は申請を受け付けたのかお尋ねしたところ、受け付けてもらったということでしたので、議案検討会の時に質問しようと思っていたのですが、23aと勘違いしてしまって。その時に質問しておけばよかったなと思っているところです。
他にはございませんか。

(質問・意見なし)

会 長) 他にご質問やご意見もないようですので、これもちまして「令和3年第2回農業委員会会議」を閉会いたします。お疲れさまでした。

菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長 ⑩

菊池市農業委員会 委員 ⑩

菊池市農業委員会 委員 ⑩